

告 示

埼玉県告示第七百十号

測量計画機関である白岡市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年五月二十四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

白岡市

二 作業種類

公共測量（都市計画図修正）

三 作業地域

白岡市一部

四 作業期間

平成二十八年四月二十一日から平成二十八年六月三十日まで